

令和6年度

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収取扱いについて

内 容

1. 市民税・県民税特別徴収のしくみ・・・・・・・・・・1
2. 市民税・県民税について・・・・・・・・・・2
3. 特別徴収事務取扱要領・・・・・・・・・・3～4
4. 退職所得に係る特別徴収・・・・・・・・・・5
5. 異動届の記入方法・記載例・・・・・・・・・・6～8
6. マイナンバーを取り扱う際の注意点・・・・・・・・9
7. 納付書の訂正方法について・・・・・・・・・・10
8. 添付書類
特別徴収にかかる給与所得者異動届出書
特別徴収切替届出（依頼）書
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
指定通知書

市町村コード 192066



大月市役所

税 務 課 市 民 税 担 当

〒401-8601

山梨県大月市大月二丁目6番20号

TEL (0554) 23-8016

特別徴収義務者 様

山梨県大月市長 小林 信保

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収について

市民税・県民税の特別徴収につきましては、日頃より格別な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度市民税・県民税について、貴社を特別徴収義務者として指定し、その取り扱いをお願いすることになりました。特別徴収税額通知書ならびに関係書類を送付いたしますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

■ 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収のしくみ ■

1 特別徴収

特別徴収とは、給与の支払者が個人に代わって市（区）町村から通知された給与所得者ごとの税額を毎月給与から差し引き、その翌月 10 日までに市（区）町村へ納入することをいいます。

2 特別徴収義務者

特別徴収義務者とは、「給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者」で、市長が指定したものです。

3 納税義務者

市・県民税（特別徴収）の対象となる納税義務者は、令和 6 年 1 月 1 日現在大月市内に住所を有する方で前年中に給与所得があり、かつ令和 6 年 4 月 1 日現在引き続いて給与の支払を受けている方です。

4 非課税者

- (1) 生活保護の規定による生活扶助を受けている方
- (2) 障害者、未成年者（未婚の方）、寡婦（寡夫）で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の方

5 均等割の非課税

前年の合計所得金額が〔（控除対象配偶者及び扶養親族数＋1）×28 万円＋10 万円＋16 万 8 千円（控除対象配偶者あるいは扶養がある場合）〕で算出した金額以下の場合

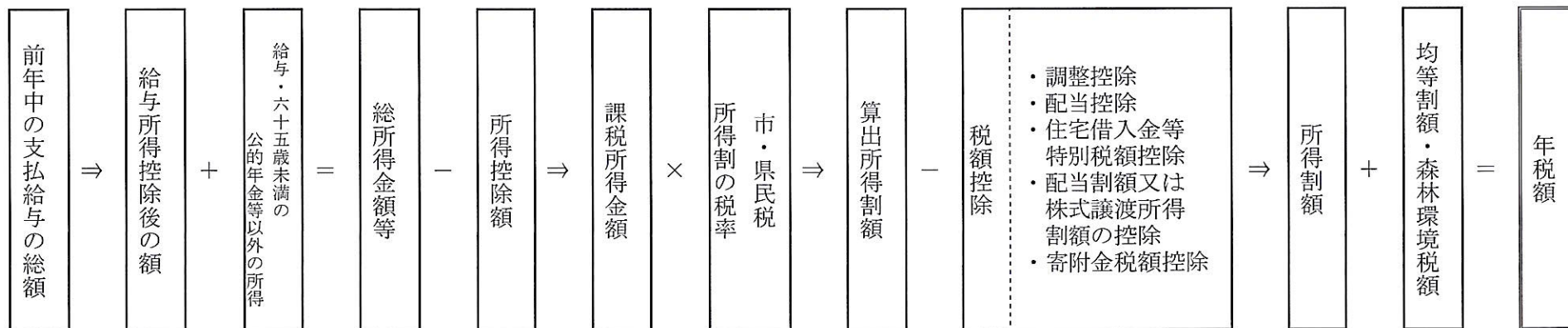
6 所得割の非課税

前年の総所得金額等が〔（控除対象配偶者及び扶養親族数＋1）×35 万円＋10 万円＋32 万円（控除対象配偶者あるいは扶養がある場合）〕で算出された金額以下の場合

65 歳以上の公的年金等の所得に係る市民税・県民税については、給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収とは別に、公的年金等から特別徴収されます。

■ 市民税・県民税・森林環境税について ■

1 市・県民税算出順序



2 市県民税の税率

<所得割>

市民税	県民税
6%	4%

<均等割>

市民税	県民税
3,000 円	1,500 円

3 所得控除

雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除があります。

※ _____ の控除は所得税の控除額と異なります。

(人的控除額は右図参照)

人的控除額 (円)

控除の種類	所得税	市・県民税
基礎控除	480,000	430,000
勤労学生控除	270,000	260,000
寡婦控除	270,000	260,000
ひとり親控除	350,000	300,000
配偶者 (一般)	380,000	330,000
配偶者 (老人)	480,000	380,000
その他 (一般)	380,000	330,000
特定親族	630,000	450,000
老人 (同居老親等)	580,000	450,000
老人 (その他)	480,000	380,000
障害者控除 (一般)	270,000	260,000
障害者控除 (特別)	400,000	300,000
障害者控除 (同居特別)	750,000	530,000

4 森林環境税 (国税)

1 人年間額 1,000 円 市・県民税の均等割と併せて徴収

■ 特別徴収事務の取扱要領 ■

1 税額通知書の配付

特別徴収義務者への通知書とあわせて納税者への通知書をお送りしますので、その人員等を確認し、各納税者に配付してください。

2 月割額の徴収

毎月給与支払の際、各人よりその月割額を徴収し、原則として翌月 10 日まで(ただし、10 日が休祭日のときはその翌日まで、土曜日のときは翌々日まで)に別紙納入書によって取扱金融機関にお納めください。

令和 4 年度の徴収及び納入は、6 月から翌年 5 月までの 12 ヶ月で行っていただきます。

3 特別徴収税額の変更

納税者の特別徴収税額に変更が生じた場合には、「市民税・県民税の変更通知書(特別徴収義務者用)」をお送りしますので、その後の月割額は、この通知書に記載されている月割額で徴収してください。

なお、「市民税・県民税の変更通知書(納税義務者用)」は、各納税者に配付してください。

4 取扱金融機関

(1) 大月市指定金融機関

山梨中央銀行大月支店

(2) 大月市収納代理金融機関

山梨中央銀行

山梨信用金庫

都留信用組合

クレイン農業協同組合

山梨県民信用組合

(3) 大月市役所及び各出張所

(4) ゆうちょ銀行及び各郵便局

※別紙の指定通知書を御使用願います。

5 納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満の事業所では、市長の承認を受けることによって、毎月徴収した特別徴収税額のうち 6 月分から 11 月分を 12 月 10 日に、12 月分から翌年 5 月分を翌年 6 月 10 日の年二回に分けて納入することができる制度です。希望される特別徴収義務者は税務課市民税担当まで御相談ください。

6 納入書の取扱いについて

(1) 納入書の送付

6 月分から翌年の 5 月分までの納入書には、貴社(所)の納入すべき税額を「納入金額(1)」欄に印字して、お送りいたします。

(2) 納入書の記入の仕方

納入金額が納入済通知書の納入金額(1)(電算記入してある金額)と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

また、機械で読み取りますので、次のことに注意して記入してください。

- (1) 筆記用具は黒色のボールペン等をお使いください。
- (2) 金額の前に「¥」記号は記入しないでください。
- (3) 数字は、枠の中に大きく次の要領で記入願います。

[正しい記入例]

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

[誤った記入例]

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	/	2	3	4	5	6	7	8	9

7 納税者の異動

納税者に異動(退職・死亡・転勤等)が生じたときは、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を作成し、異動があった月の翌月

の 10 日までに 1 部提出してください。

なお、転勤等をして引き続き特別徴収を希望する場合には、異動届出書は転勤先を経由して提出してください。

(注) 異動届出書の記入にあたっては 6 ページ以降の記載例をご覧ください。

8 未徴収税額の一括徴収

特別徴収の方法で納めている納税者が退職等した場合、給与から差し引けなくなった残りの税額(未徴収税額)は、通常、普通徴収の方法に変更して、納税者から直接納めていただくことになっていますが、次に該当する方については、その未徴収税額を 5 月 31 日までに支払われる給与、または退職手当等から一括して差し引いて納めていただくことになっていきます。

① 6 月 1 日から 12 月 31 日までの間に退職等される方
(納税者から一括徴収の申出が必要です。)

② 1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職等される方
(納税者から一括徴収の申出の有無は問いません。)

で

未徴収税額を超える給与又は退職手当等が 5 月 31 日までに支給される場合

異動届出書を異動のあった月の翌月の 10 日までに提出してください。
また、徴収した税額は翌月の 10 日までに他の特別徴収税額とあわせて納入してください。

なお、この制度は退職等される方の納税の便を図る趣旨から設けられたものであり、特に上記②につきましては、その徴収が義務づけられていますので、是非とも御協力くださるようお願いいたします。

■ 退職所得に係る特別徴収について ■

1. 特別徴収・分離課税

従業員が退職し、退職金を支払う場合、退職金の支払者が、他の所得と分離して、その所得に応じた市・県民税を算出し、退職金からその税額を差し引き納入していただくことになっています。

2. 納期限と納入方法

原則として徴収した月の翌月 10 日(ただし、10 日が休祭日のときはその翌日、土曜日のときはその翌々日)までに、別添同封の納入書の退職所得分の欄に徴収額を記載し、取扱金融機関に納入してください。納入時には納入書等裏面の「納入申告書」に退職金の内訳等を記載していただくか、内訳等を記載した書類を大月市役所税務課へ提出してください。なお、退職金の支払者が個人事業主の場合は個人番号の記載が必要となりますので、裏面の納入申告書は使用しないよう御留意ください。

3. 税額の計算

平成 25 年 1 月 1 日より、退職所得に係る市県民税の特別徴収税額は下の計算式にて算出することになりました。

税額の計算方法： $\{(\text{収入金額} - \text{退職所得控除}) \times 1/2 \times \text{税率 } 10\% (\text{市民税 } 6\% \text{ 県民税 } 4\%)\}$

※勤続年数 5 年以下の法人役員等については、1/2 を乗じる措置が廃止となります。

※算出された税額で 100 円未満の端数は切り捨てとなります。

4. 退職所得控除額の計算(所得税の場合と同じです)

○勤続年数が 20 年以下の場合

40 万円×勤続年数(80 万円に満たないときは、80 万円)

○勤続年数が 20 年を超える場合

800 万円+70 万円×(勤続年数-20 年)

※ 勤続年数は、1 年未満の端数を切り上げて計算します。

※ 障害者となったことにより退職したと認められる場合は、控除額に 100 万円が加えられます。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

理由	3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
	1 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

- 6 -

③転職等で、他の会社で特別徴収を継続する場合

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

④異動があった場合は、速やかに提出してください。

御注意

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日型
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

3 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に
記載の「宛名番号」の欄に「個人番号」は、
また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、
前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払
報告書」に記載してください。

大月市 長殿		所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号	1234567	
令和××年〇〇月△△日提出		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ		宛名番号	123456	
給与支払者 (「特別徴収 給与支払者」)		氏名又は名称	株式会社 ○×商事		担連 当者先	所属 氏名	人事課人事労務係 特徴 花子
		個人番号 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	電話	000-000-0000 内線 (123)	
給 与 所	フリガナ	スズキ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 年 月
	氏名	鈴木 一郎					8月末で退職する給与所得者が、9月末 から新しい会社で特別徴収する場合。
	生年月日	昭和50年 1 月 1 日					
	個人番号						
	受給者番号	△3-2-1		6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	令和× 年 8 月 31 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由
		140,000 円		35,600 円	104,400 円		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

転居等により異動後の勤務先で引き続き
特別徴収を行う場合には、「個人番号」
は、前勤務先では記載しないでください。

1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号	123456 (新規)		法人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
新 し い 勤 務 先	所在地	〒654-3210 〇〇県××市△△1-2-3		担当者 連絡先	所属 氏名	庶務課社員係 特徴 進	
	フリガナ	マルバツフドンサン カブシキガイシャ			電話	111-111-1111 内線 (222)	
	氏名又は名称	○×不動産 カブシキガイシャ					
		新しい勤務先へは、月割額	11,600 円を		9 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
		要否 (記載)	2		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要		

新しい会社で特別徴収を開始する月 (9月)
とその月割額を記載します。

2. 一括徴収の場合		理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴 収 月 日	円	納入します。
------------	--	----	--	------------------	---	--------

3. 普通徴収の場合		理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市 町村 記入 欄
------------	--	----	--	---------------------

【提出先】 〒401-8601 山梨県大月市大月2丁目6番20号 大月市役所 税務課市民税担当

■事業者がマイナンバーを取り扱う際の注意点■

1 個人番号の利用目的について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならない。また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」により提供を受けた個人番号の利用に当たっては、例えば、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、かつ、それを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要があります。

なお、利用目的を特定個人情報の取得経路ごとに特定（例えば「本人から取得した特定個人情報は源泉徴収票作成事務」等）し、本人に通知又は公表している場合においては、別途、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）により取得した個人番号の利用目的を特定し、本人に通知又は公表する必要があります。また、個人情報保護法第 20 条及び第 21 条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 12 条により、特別徴収義務者は個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますので御留意ください。

2 特別徴収義務者の個人番号の収集について

個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

番号法第 6 条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

特別徴収納入書の訂正方法について

納入すべき金額に訂正が生じた場合には、『納入金額(1)』欄を横線で抹消し、『納入金額(2)』欄の

各内訳に訂正後の金額を記入してください。

記入例

訂正前納入金額：775,700 円

訂正後納入金額：705,000 円（給与分）※枠内の該当する欄に記入

山梨県大月市 給与所得等に係る 市県民税特別徴収 領収証書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
192066	00450-6-960015	山梨県大月市会計管理室
月別	納入金額(1)	円
XX年6月分	12345678	775,700
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。		
給与分	延滞金	合計額
705,000		705,000
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 領取日附印 様		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)		

山梨県大月市 給与所得等に係る 市県民税特別徴収 納入書(原符)		
市区町村コード	口座番号	加入者名
192066	00450-6-960015	山梨県大月市会計管理室
月別	納入金額(1)	円
XX年6月分	12345678	775,700
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。		
給与分	延滞金	合計額
705,000		705,000
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 領取日附印 納		
上記のとおり納入します。(金融機関保管)		

山梨県大月市 給与所得等に係る 市県民税特別徴収 納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
192066	00450-6-960015	山梨県大月市会計管理室
月別	納入金額(1)	円
XX年6月分	12345678	775,700
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。		
給与分	延滞金	合計額
705,000		705,000
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 領取日附印 納		
上記のとおり通知します。(交付先→山梨中央銀行 大月支店→大月市) (大月市保管)		

納入済通知書の納入金額欄に※記号は記入しないでください。

注 数字は、枠内に大きく次の要領で記入してください。

[正しい記入例]

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

御注意

4

2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で

最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

【提出先】 〒401-8601 山梨県大月市大月2丁目6番20号 大月市役所 税務課市民税担当

特別徴収切替届出(依頼)書

※市町村使用欄

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 大月市長		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 _____										特別徴収義務者 指 定 番 号			※市町村ごとに異なります
			フリガナ											新規の場合、納入書 (要 ・ 不要)			
			名 称 (氏 名)											担当者 連絡先	係		
			代表者の 職氏名印	⑩											氏名		
			法人番号													電話	— —
給与 所得者	フリガナ					旧 姓					宛 名 番 号			普 通 徴 収 切 替 期 別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。		
	氏 名																
	生 年 月 日	昭 和 ・ 平 成				年				月		日		特 別 徴 収 開 始 予 定 月	月 分 (月 日 納期分) から 特別徴収を開始します。		
	1月1日現在の住所	〒 _____										届 出 理 由	1. 入社 2. その他 ()				
	現在の住所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。											月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。			

【添付書類】

- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回のため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

【提出先】 〒401—8601 山梨県大月市大月二丁目6番20号 大月市役所 税務課 市民税担当

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

※市町村使用欄																													
____年____月____日 提出 (宛先) 大月市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。																		特別徴収義務者 指 定 番 号						※市町村ごと に異なります	
			名 称 (氏 名)																			担当者 連絡先	係						
			代表者の 職氏名印	⑩																			氏名						
			法人番号																		電話		— —						

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事 項	変 更 前 (旧)	※ 変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新)	※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ				
所 在 地 (送 付 先)	〒 _____		〒 _____	
フリガナ				
名 称				
電 話 番 号	— — (内線)		— — (内線)	
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()			

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。																		統合・合併・分割される 事業所		
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。																				
	指定番号													※市町村ごと に異なります							
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。																				
	指定番号													※市町村ごと に異なります							
	所 在 地	〒 _____																			
	フリガナ																				
	名 称																				
	電話番号	— — (内線)																			
	法人番号																				
	特別徴収義務者 指定番号																			※市町村ごと に異なります	

【提出先】 〒401—8601 山梨県大月市大月二丁目6番20号 大月市役所 税務課 市民税担当

年 月 日

郵便局長殿

大月市長 小林 信保



郵便官署の指定に
ついて

特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は、当市が指定した金融機関でなければなりませんので右の「指定通知書」に利用される郵便局名を記載のうえ、当初納入される際その郵便局に提出してください。

特別徴収税額納入機関の指定について

このことについて、地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、貴局を当市の市・県民税特別徴収税額の取扱局に指定したので通知します。

1. 口座番号 00450-6-960015

1. 加入者氏名又は名称 山梨県大月市会計管理者

1. 取りまとめ店 (株)ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター

(キリトリセン)